

山陽小野田市の地番・家屋番号の変更を行います (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治時代に宅地農耕地等に1番から順に地番(耕地番)が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番(山地番)が付されたことにより、重複する地番が多数存在しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複する地番の解消を図っています。

1 実施地区

山陽小野田市(旧山陽町)です。

※ 実施地区の詳細は裏面のとおり

2 地番の変更の方法

山地番に10000番を加算し変更します。

例① 1番→10001番

例② 123番→10123番

※ 家屋番号も同じ方法で変更します。

3 地番変更の実施時期 令和元年11月8日

4 地番・家屋番号変更の通知

地番変更をした土地・建物の所有者の方には、地番変更の実施後(12月中旬)に、地番・家屋番号変更の通知を郵送します。

平成27年度から計画的に、山陽小野田市の全地域で山地番の地番変更を実施しています。

御不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門

電話 050-3381-8756(直通IP電話)

(平日8:30~17:15)

※お客様に文書が届いた直後は、電話が混み合うことが予想されます。
御迷惑をお掛けしますが、御理解のほど、よろしく申し上げます。

実施地区【山陽小野田市（旧山陽町）】 8地区

山陽小野田市大字厚狭

山陽小野田市大字郡

山陽小野田市大字山野井

山陽小野田市大字山川

山陽小野田市大字鴨庄

山陽小野田市大字津布田

山陽小野田市大字埴生

山陽小野田市大字福田